

予防安全性能評価方法の改正概要

➤ 第3条 (3) その他

- ・衝突被害軽減制動制御装置〔対自転車〕について、導入から2年間は、装置の搭載有無相当を責任点としていたところ、2024年から他の評価項目と同様に「レベル4以上」を責任点とする改正を行う。

令和3年度(2021)第1回自動車アセスメント評価検討会 資料1-3 抜粋

AEBS[対自転車]の責任点（評価レベル）について②

対自転車AEBSの責任点の設定（案）

1. 2020年（1~12月）時点での対自転車AEBSの普及率は12.69%※であることから、導入時に「レベル4以上」の責任点は設定しない。 ※別紙2を参照
2. 導入時点から引き上げるまでの責任点 ⇒装置の搭載有無相当※とする
※搭載有無相当とは、自動車製作者等がパンフレット等により対外的に対自転車AEBSを搭載していることを公表していることとする。
3. 引き上げる基準となる普及率 ⇒6割とする
4. リードタイム
⇒2026年法規化の見込みがあるため、2026年に90%普及していると仮定し、2022年から2026年までの普及率を算出した結果、当該装置の普及率が6割となる2024年の前年までをリードタイムとする※。
※別紙2を参照

導入から2023年までの2年間は、装置の搭載有無相当を責任点とし、2024年から他の評価項目と同様に「レベル4以上」を責任点とする。

第3条 第2条により得られた各試験結果に基づく総合的な予防安全性能評価は、次に定める方法によるものとする。

(3) その他

レイティング表8の総合得点にかかわらず以下の場合には、最高ランクを取得できないものとする。

- ・全ての評価項目の評価を受けていない場合
- ・各評価項目における最高評価から2段階以上下回る評価を受けた場合 (ただし、衝突被害軽減制動制御装置〔対自転車〕については2023年度まで評価にかかわらず装備していればよいものとする。)